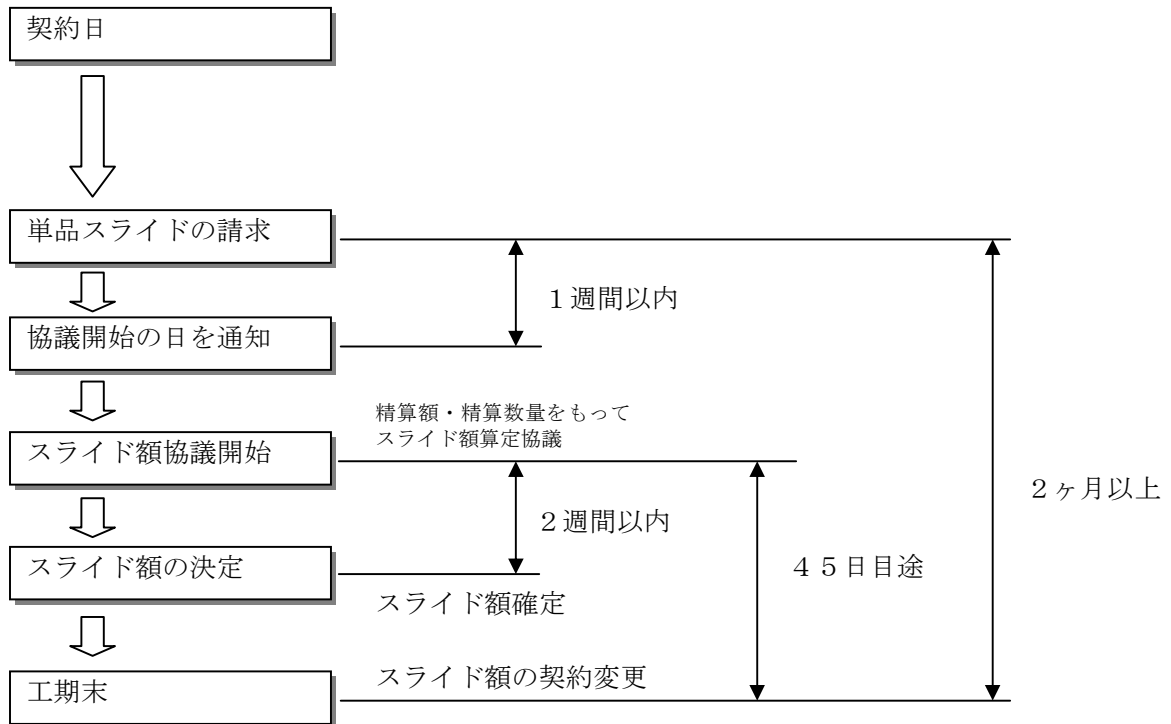


小郡市工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の手続きについて

## 手続きフロー



## 手続き手順

### 1. 単品スライドの請求

○請負者は、請負代金額の変更請求額（概算額）を計算の上、工事担当課に「様式1」に「様式1-1」を添付し、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求を行う。

※残工期が2ヶ月以上有る場合に限る。ただし、工期の末日が適用日以降で平成21年1月31日以前である場合は平成20年11月30日まで請求できる。

### 2. 協議開始の日を通知（請求を受けた日から7日以内）

○工事担当課は、請負者の意見を聴いたうえで協議開始の日を定め、「様式2」により請負者に通知する。

3. スライド額協議開始（原則として、工期末の45日前の日）
  - 各対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先、搬入月または購入月等及び変更請求額を記載した書類〔様式3〕（様式3-1）～（様式3-3）]及びその内容を証明する書類（納品書又は請求書又は領収書等）を工事担当課に提出する。
  - 工事担当課は、証明書類等の請求の資料を確認する。
  - 工事担当課は、請負者から提出された証明書類等を基に価格変動後における単価を算定し、対象数量を確認のうえスライド額を算定する。
  - 工事担当課は、算定したスライド額について協議書「様式4」を提示し、請負者と協議する。
4. スライド額の決定（協議開始日から14日以内）
  - 請負者は、合意したスライド額について、工事担当課に承諾書「様式5」を提出する。（協議が整わない場合（請負者が承諾書を提出しない場合）は、市が定め、請負者に通知する。）
5. 単品スライド契約変更
  - 工事担当課は、起工変更伺にスライド調書「様式6」の他、スライド額算定に要する書類を添付の上、決裁をとり、工期末に契約変更する。

## 手続き運用

1. 経過措置
  - 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月上ある場合に限りすることができる。
  - なお、工期の末日がこの運用の適用日以降で平成21年1月31日以前である工事については、請負代金額の変更の請求を工期満了前であって、かつ、平成20年11月30日まですることができる。
  - ただし、十分な協議期間が確保できない場合は、工期の変更を行うものとする。
2. 設計変更手続き
  - スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、スライド分を除く設計変更を協議開始日前までに行う必要がある。
  - その後、スライド額を確定し、最終請負代金額を確定させる。
  - しかしながら、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるが、その場合は、工期を延期するなど、発注者と受注者が十分に調整の上実施する。
3. その他
  - 基本的には、国土交通省「工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」の考え方に準じた運用とする。